

〈日本陸水学会国際交流奨励賞選考内規〉

第1条（目的）

国際交流奨励賞は若手会員による日本陸水学会と国外の陸水学関係学会との交流の推進を目的とする。

第2条（名称）

本賞は、日本陸水学会国際交流奨励賞（以下「国際交流奨励賞」という）とする。

第3条（受賞候補者の選考）

国際交流奨励賞は、原則として当該年度内に陸水学に関連する国際会議での発表を希望する若手会員のうち、とくにアジアの陸水学関連研究者間の交流など、国際交流に意欲のある会員を審査の対象とする。

- 1 受賞希望者は必要書類を日本陸水学会事務局宛に提出する。
- 2 国際交流奨励賞の運営のため、国際交流奨励賞選考委員会(以下選考委員会)を設ける。
- 3 選考委員会は、和文誌編集委員長、英文誌編集委員長、国際幹事、会長で構成され、会長が委嘱する。
- 4 選考委員会委員長は、会長が委員長となる。
- 5 選考委員会は、受賞候補者2名を選考し、会長に答申する。会長はこれを評議員会に諮り、受賞者を決定する。
- 6 会長は、受賞者の決定後、この旨をすみやかに受賞者に通知する。

第4条（表彰）

国際交流奨励賞は、派遣終了後直近の大会で表彰される。

付 則

- 1 応募には、氏名、所属、生年月日、研究履歴、研究業績一覧、応募理由（参加学会名、発表タイトルを含む）を記入した書類を提出する。
- 2 当内規は2008年5月1日より実施する。2013年9月12日改定。2018年10月6日改定。2023年10月14日改定。